

委員長、主事、会計ノ任期ハ各一十年トス

第六條 委員總會ハ本規則第一條規定ノ目的ヲ貫徹スル為メ常任委員ニ於テ休養ト認メタルトヤ、又ハ一免後以上ノ委員ヨリ申請アリタルトヤ、之ヲ回復ス

第七條 地方協議会委員總會ハ決意事項ハ緊急止ムヲ得ナルモノハ外原則トシテ日本労働組合會議評議員会ノ承認ヲ要ス

第八條 地方協議会ハ日本労働組合會議執行委員会、評議員会大會組織令會議規約ニ準據シテ議案ノ提議ヲ得

第九條 地方協議会ハ本規則規定ノ事業ヲ遂行スルニ必要ナル費用トシテ當地方加盟団体ヨリ百額 費ヲ室水ス

附則 地方協議会ハ日本労働組合會議執行委員会ノ承認ヲ得ル事ヲ條件トシテ當地方ニ於テ日本労働組合會議ニ加盟シ居ラザルモノノ有單精神ハ日本労働組合會議ノリト相背反セザル団体ニ限リ、轉打ハ本協議会委員總會ニ

傍聴者トシテ出席スルヲ許ス事ヲ得